

健保だより

2018-8 No.17

中部アイティ産業健康保険組合

特
集

平成29年度決算

4ページ目をご覧ください

お知らせ

■被扶養者の資格確認（検認）を行います。

健康保険法施行規則第五十条及び厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）により、適正な保険給付を受けていただくためと、納付金等の適正化の観点から、被扶養者として既に認定された方が、引き続きその資格があるかどうかを確認いたします。検認の日程等は以下のとおりです。事業主様、被保険者様のご理解とご協力をお願いいたします。

◆健康保険被扶養者調書の提出期限と提出方法

<提出期限>

被保険者→事業所：平成30年9月 3日（月）

事業所→健保組合：平成30年9月10日（月）

<提出方法>

健康保険被扶養者調書に必要書類を添付の上、
事業所様において、一括取りまとめてご提出ください。

◆検認の対象となる事業所

平成30年3月までに当健保組合に加入の事業所
（健康保険被保険者証の記号1～268の事業所及び任意継続被保険者）

◆検認の対象とならない方

・本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方

・本年4月1日において高校3年生以下の子
・平成31年3月31日までに75歳になる方
健保組合HP→お知らせ 2018年7月18日 平成30年度被扶養者認定状況の確認（検認）についてを参照

■Pe p U pについて

平成29年8月より健康増進のため、パソコンやスマホからアクセスできるWEBサービス『Pe p U p』が始まりました。『Pe p U p』では、健康診断の結果や健康年齢、医療費通知・ジェネリック差額通知をWeb上で閲覧することができます。また、日々の記録として体重や歩数のデータを入力することができます。健康管理に役立てることができます。平成30年度は『Pe p U p』にて『健康年齢マイナス1歳キャンペーン2018』を実施しています。健康年齢マイナス1歳を目指してイベントに参加しましょう。年間全てのイベントに参加すると最大4,000ポイントが付与されるチャンスがあります。これまでの参加者はウォーキングラリー146人、体重測定キャンペーン171人、健康クイズ251人でした。10月にはウォーキングラリー、1月には体重測定キャンペーンが控えています。未登録の方は今すぐ『Pe p U p』に登録してイベントに参加しましょう！

健保組合HP→健康サポート Pe p U pを参照

■ジェネリック医薬品について

医療用医薬品は、新しい効能があつて厳しい臨床試験を経た先発医薬品（新薬）と新薬の特許期間（20～25年）後に同じ有効成分と効き目で製造された後発医薬品（ジェネリック医薬品）に分かれます。

ジェネリック医薬品は主に先発医薬品の特許期間の終了後に、同様の用途・効能をもつものとして、ほかの製薬会社等が製造・販売する医薬品であるため、新

薬の研究開発、臨床試験、認可取得、マーケティングなどにかかる費用が発生しません。そのため先発医薬品より廉価となっています。

厚生労働省の調査によると、2017年9月時点でのジェネリック医薬品の普及率は65.8%となっており、2020年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%にする目標が掲げられています。ジェネリック医薬品を普及させることは、自己負担金額の軽減や医療保険財政の改善に資するものとなります。

ジェネリック医薬品を希望される方は、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。

■保健事業についてお願いとお知らせ

【1】健康診断補助について

・健診補助対象者

被保険者及び35歳以上の被扶養者

・補助対象期間

40歳以上の方…4月～12月受診分

40歳未満の方…4月～翌1月受診分

・年齢起算日

2019年3月31日時点での年齢

◆平成30年度より変更となった事項

①被扶養者（35歳以上）も一般健診を受診できるようになりました。

被保険者様同様に7,000円を上限とし補助対象と変更しましたが、健保組合では生活習慣病健診または人間ドックの受診を推奨しています。

②問診票の記入内容が変更となりました。

40歳以上の方が健保組合の契約外健診機関で受診された場合、ご請求の際に健診機関で問診票の記載がない場合に添付していただいております、「特定健診質問票」の内容が変更となりました。平成30年度ご請求時より、健保組合HPより最新のものをダウンロード

ドしご使用ください。

健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きを参照

◆健診受診についての注意事項・お願い

①健保組合と契約外健診機関で健診を受診する場合

健保組合HPの「必須検査項目」(PDF)にて、受診を希望されている健診コースの項目がすべて受診可能か確認のうえ、ご受診ください。

健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続きを参照

②健保組合と契約外健診機関で受診時の請求について

☆提出書類

- ・健康診断補助支給申請書
- ・問診票（質問票）を含む健診結果表の写し
- ・領収書の原本（ネットバンキングによる振込の際には、振込先・金額がわかる明細）を事業所様で取り纏めのうえ健保組合へご提出ください。

※下記書類は該当の場合、併せて添付してください

- ・健診機関への支払いを事業所様にておこなった場合、請求書の写し
 - ・XMLデータ（できるだけ健診結果のXMLデータを頂けるよう健診機関にご依頼し添付してください。）
- 健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→その他の医療機関への手続き

③健保組合と契約・契約外問わず、健診受診の際に未受診項目がある場合は補助金額の減額または補助が受けられないことがあります。

健診の検査項目で未受診項目がある場合、妊娠等の理由で検査中止がやむを得ない場合を除き、補助金額の減額または補助対象外としております。原則として後

日受診が可能であると判断できる場合には、受診後の結果を待ち補助対象とします。未受診項目がある場合の補助についての詳細は健保組合までお問い合わせください。また、健診機関によっては、後日受診をすることができない場合がありますので、ご注意ください。

【2】特定健診について

40歳以上の被保険者・被扶養者で、年齢起算日は平成31年3月31日です。（受診日に39歳であっても平成31年3月31日までに40歳に到達する方は特定健診項目を含む健診を受診してください。）

※40歳以上の被扶養者及び任意継続被保険者の方で、「特定健診」のみ受診される場合は「特定健康診査受診券」が必要となりますので、「特定健康診査受診券発行申込書」をホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ健保組合にご送付ください。

健保組合HP→健康サポート 健康診断の手続き→「特定健診」のみ受診の手続きを参照

【3】特定保健指導について

特定保健指導は、健保組合が共通に取り組む法定義務の保健事業です。生活習慣改善が必要であると判断され、特定保健指導の対象になられた方は、必ずお受けください。費用は健保全額負担です。

事業主様・ご担当者様におかれましては健康経営の一環となりますので、ぜひ、面談場所・時間等の配慮等ご協力をお願いいたします。一括、事業所にて対象の方の面談の調整等をしていただける場合は、健保組合までご連絡ください。

【4】インフルエンザ予防接種補助請求について

平成30年度のインフルエンザ予防接種補助は、平成30年10月から12月までに接種された方について実施されます。

申請期限：平成31年3月15日（金）

補助額：一人につき上限1,500円

注意：補助支給申請書等に記載漏れ・押印漏れがあると補助の支給が遅れます。速やかな支給のために記載事項、押印等漏れがない様にご注意ください。また、領収書は申請用紙にのりで貼付してください。

健保組合HP→健康サポート インフルエンザ予防接種補助の手続きを参照

【5】シニア世代の訪問健康相談について

63歳以上の方を対象とした「訪問健康相談」です。保健師・看護師の資格を持った専門職が訪問し、健康維持・疾病予防、将来の介護不安等に対する具体的なアドバイスやサポートを行います。現在被保険者、被扶養者共に6割を越える人数の方が何らかの疾病を抱えています。疾病の悪化を防ぐ、また現在の健康状態を維持し、健康寿命延伸の為、是非ご活用ください。費用は全額健保負担です。ご案内文書は、事業所のご担当者様経由でお渡しします。受け取られた方は、必ずご回答いただきますようお願いいたします。

■柔道整復師の施術について

接骨院や整骨院は保険医療機関（病院、診療所など）ではないため、国家資格を持つ柔道整復師が施術する場合でも、健康保険が適用される範囲が限られます。健康保険が適用されるのは外傷性の負傷の場合に限られ、内科的原因によるものや慢性的な症状などは対象となりません。

◆健康保険が使える場合

- ・捻挫 ・打撲 ・挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱臼の応急手当

◆医師の同意がある場合に健康保険が使えるもの

- ・骨折 ・脱臼

◆健康保険が使えない場合（上記以外のもの）

- ・医師の同意のない骨折、脱臼の施術
- ・単なる(疲労性、慢性的な要因の)肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中のもの

- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

◆接骨院・整骨院にかかるときの注意

- ・負傷の原因を正しく伝えて、健康保険が使えるかどうか確認をしましょう。（外傷性の負傷でない、労働災害・通勤災害は健康保険対象外です。また交通事故の場合は、健保組合への必ずご連絡ください。）

- ・保険医療機関で治療中のものは健康保険が使えません。（同一の負傷について、同時期に保険医療機関の治療と柔道整復師の施術を重複・並行的に受けた場合、原則として柔道整復師による施術は健康保険の対象外となります。）

- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。（長期間施術を受けても痛みが続く場合は、けがではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、一度保険医療機関を受診しましょう。）

- ・施術の記録や領収書などを保管しましょう。（健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、後日、負傷の原因や施術内容について照会させていただくことがあります。また領収書は医療費控除を受ける際にも必要となります。）

■はり・きゅう・マッサージの施術について

- はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときには、医師の同意があった場合に限って、健保組合から払い戻しを受けられます。施術時にいったん全額を支払い、

健保組合へ療養費支給申請し、審査で支給決定されれば一部負担金分を除いた金額が払い戻されます。

【1】はり・きゅうについて

◆健康保険が使える場合

- ・神経痛 ・リウマチ ・五十肩 ・腰痛症などの慢性的な痛みのある病気

◆健康保険が使えない場合（上記以外のもの）

- ・医師の同意がない場合
- ・保険医療機関で同じ対象疾患治療を受けている場合

【2】マッサージについて

◆健康保険が使える場合

- ・筋麻痺 ・関節拘縮などの医療上マッサージを必要とする場合

◆健康保険が使えない場合（上記以外のもの）

- ・医師の同意がない場合
- ・疲労回復や慰安が目的の場合

【3】申請に必要なもの

- ・療養費支給申請書
- ・医師の同意書 ・領収書

施術料などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されませんので、ご注意ください。

施術が適正であったか審査をしますので、申請から支給までは数か月程度かかります。また、審査の結果、不支給となる場合があります。

健保組合HP→こんなときどうする 保険証を持参せず受診したを参照

■第三者の行為による負傷について

交通事故（単独事故も含む）やけんかなど第三者の行為による負傷により、健康保険を使って治療を受ける場合には、「第三者の行為による傷病届」等の書類の提出が必要となります。受診前に取り急ぎ事故の状況

等について健保組合へご連絡いただき、後日速やかに「第三者の行為による傷病届」等の届出をお願いいたします。

◆代位取得

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、加害者が負担するのが原則となります。健康保険を使って治療を受ける場合、加害者が支払うべき治療費を健保組合が立て替えて支払うこととなります。したがって、被害者の損害賠償請求権を保険給付（療養の給付や傷病手当金など）の範囲内で代位取得し、健保組合が加害者（加入の保険会社等含む）に請求します。

◆提出書類

- ・第三者の行為による傷病届
- ・念書 ・誓約書 ・事故発生状況報告書
- ・第三者の行為による傷病届（別紙）
- ・事故証明書 等

状況に応じて提出書類が異なりますので、健保組合へお問い合わせください。また保険会社の担当者様が手続き等をされる場合には、保険会社の担当者様より、健保組合へご連絡いただくようお願いください。

また、交通事故が通勤・帰宅途中、業務中に発生した場合は、労働保険の対象になる可能性がありますので、その際には事業所様へ事故の状況をお伝えいただき、労災に該当するか確認をおこなってください。

◆注意事項：示談について

示談される場合には、必ず事前に健保組合へご連絡ください。示談の内容によっては、ご本人へ医療費等を請求させていただく場合もありますのでご注意ください。

健保組合HP→こんなときどうする 交通事故にあったを参照

平成29年度 収入支出決算が確定しました

当健保組合の平成29年度決算が去る7月30日に開催された第33回組合会において承認され、決定いたしました。

平成29年度の当健保組合の財政は、一般勘定の収入面では前年度と同保険料率の100%による運営を行いました。年間平均被保険者数が10,985人(前年度比104名増)となり、総標準賞与額が7,661,848千円(前年度比104.41%)となったことで、保険料収入も5,082,590千円(前年度比101.53%)となりました。

支出面では、保険給付費は2,328,846千円(前年度比104.64%)となり、高齢者医療制度への拠出金は2,299,677千円(前年度比106.95%)、保健事業費は195,308千円(前年度比102.23%)となりました。

平成29年度決算は、3年連続で法定準備金を充当することなく収入が支出を上回り黒字決算となりました。

保険給付費では療養給付費・傷病手当金・高額療養費が増加し、前年度比104.64%となりました。また、保健事業費では、健康診断の受診者の増加や新規事業であるICTを利用した「Pep Up」及び女性が気軽に自己触診を行えるようにブレストケアグラブ(乳房自己検診補助用具)の配布をおこなったことにより、支出が前年度比102.23%となりました。

介護勘定は、保険料を0.4%引き上げ16.4%とし、また、国庫補助金5,248千円の交付を受けたことで何とか黒字決算となる苦しい運営となりました。高齢者医療制度納付金および介護納付金は高齢社会となる日本において、益々高騰し私たちへの負担が大きくなる見込みです。

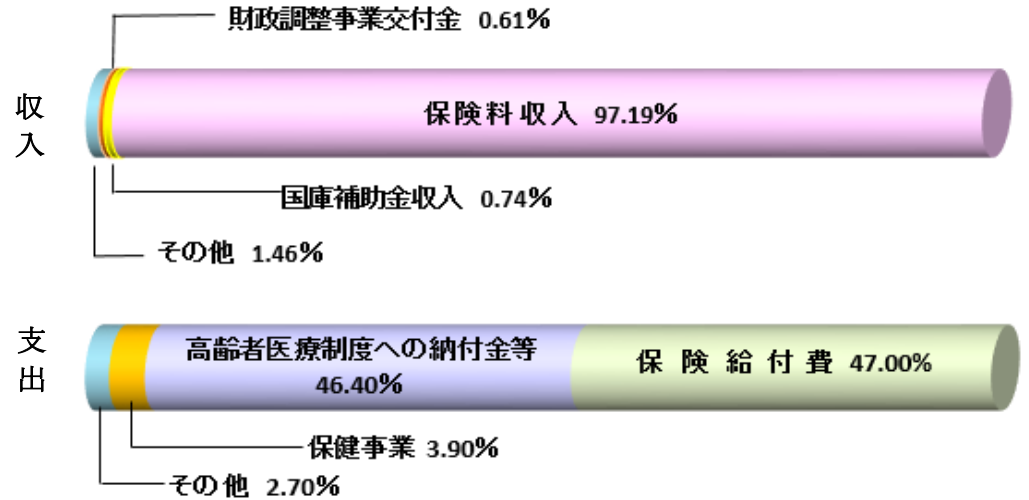
一般勘定

保険料率100%

基礎数値	平成29年度決算(A)	平成28年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	10,985人	10,881人	104人
平均標準報酬月額(年間平均)	335,049円	334,986円	63円
年間賞与額(一人平均)	697,483円	679,469円	18,014円

予算項目	平成29年度決算	被保険者1人当たり			
	総額	29年度(A)	28年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	健康保険収入	5,082,590千円	462,685円	460,052円	2,633円
	法定準備金繰入	0千円	0円	0円	0円
	国庫補助金収入	38,792千円	3,531円	1,099円	2,432円
	財政調整事業交付金	32,137千円	2,926円	4,821円	-1,895円
	その他	76,119千円	6,929円	6,293円	637円
	合計	5,229,638千円	476,071円	472,264円	3,806円
支出	保険給付費	2,328,846千円	212,002円	204,533円	7,469円
	納付金	2,299,677千円	209,347円	197,622円	11,725円
	保健事業費	195,308千円	17,780円	17,558円	222円
	その他	131,738千円	11,993円	11,669円	324円
	合計	4,955,569千円	451,121円	431,382円	19,739円
収支差引額	274,069千円	24,949円	40,882円	-15,933円	

《平成29年度決算の主な収入・支出項目の割合》



介護勘定

保険料率16.4%

基礎数値	平成29年度決算(A)	平成28年度決算(B)	(A)-(B)増減
平均標準報酬月額(年間平均)	402,561円	402,466円	95円
年間賞与額(一人平均)	851,215円	837,133円	14,082円

予算項目	平成29年度決算	被保険者1人当たり			
	総額	29年度(A)	28年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	介護保険収入	440,534千円	92,940円	90,438円	2,502円
	繰入金	0千円	0円	662円	-662円
	国庫補助金収入	5,248千円	1,107円	0円	1,107円
	雑収入	6千円	1円	2円	-1円
	収入合計	445,788千円	94,048円	91,102円	2,946円
	支出	介護納付金	444,080千円	93,688円	90,677円
介護保険料還付金		14千円	3円	0円	3円
支出合計		444,094千円	93,691円	90,677円	3,014円
収支差引額	1,694千円	357円	425円	-68円	

法定準備金保有率	一般勘定	介護勘定
	323.96%	122.06%